補訂版はしがき

はやいもので初版の出版から5年が経過した。

この5年の間にも、刑事司法は大きな変革を遂げてきた。証拠一覧表交付制度や刑の一部執行猶予制度を導入する改正法が施行され、取調べの録音・録画の運用は、検察官による取調べのみならず警察官による取調べでも広がってきた。今回の補訂版では、現時点までに施行された法改正の内容を条文の修正やコラムの追加によって反映させることとした。

今後も、いわゆる協議・合意制度や刑事免責制度の導入、被疑者国選弁護制度の対象拡大、さらには取調べの録音・録画制度の法制化に関する改正法が順次施行されていく。それに伴い、刑事弁護もさらに大きな変革を遂げていくことになる。刑事弁護に携わる弁護士は、今後も常に調査と研究を続けていく必要があるだろう。

また、私自身は、この5年間にもさまざまな事件を担当し、厳しい局面に直面するたびに、基本的な弁護活動の重要性を痛感し続けてきた。忙しくなるとつい、時間のかかる作業を省く誘惑に駆られてしまうかもしれない。しかし、無駄に終わることを恐れることなく、現場に何度でも足を運び、証拠物はすべて閲覧し、謄写した証拠書類を隅々まで検討し、状況に変化がないかもしれなくても迷ったら接見に行く、そのような丹念な活動の積み重ねこそが、求める結論を得るために重要である。

本書で確認する刑事弁護の基本が、皆さんの依頼者の権利・利益の擁護につながることを願っている。

平成29年12月

弁護士　宮 村 啓 太

はしがき

これまでにさまざまな刑事事件にめぐりあい、また、尊敬する刑事弁護士から指導と助言を受ける機会にも恵まれてきた。弁護士登録をして10年目になるのを機に、これまでの経験を一度まとめておきたいと考えていたところ、幸運にも本書執筆の機会をいただくことができた。

まず、第１編では、刑事弁護の現場をみるのに先立って、弁護人の基本的義務と近時の刑事訴訟実務の変化の兆しなどを確認している。

そして、本書のメインは第２編である。４件のモデルケース（起訴前・起訴後各２件）を題材にして、事件を受任してから解決に至るまでの弁護活動を時系列に沿って解説している。各ケースで特に着目すべきポイントは、冒頭の「注視すべき点」をご参照いただきたい。各ケースで示した思考と活動のプロセスは、読者の皆さんが同様の課題に直面した際にも参考になるだろう。

最後に、第３編では、特に弁護人と依頼者の関係に着目して、弁護活動を進めるにあたっての留意点をQ&A形式でまとめた。

弁護士職務基本規程46条は、われわれに、依頼者の権利および利益を擁護する「最善の弁護活動」に努める義務を課している。国家の圧倒的な強制捜査権限にさらされている依頼者の権利および利益を擁護するためには、知識、経験、そして「絶対に依頼者を守り抜く」という情熱が必要不可欠である。本書が、知識と情熱に溢れる若手弁護士・司法修習生・法科大学院生の皆さんが経験を補うための一助になれば幸いである。

末筆であるが、本書を執筆する機会をくださり、また私の筆の遅さに辛抱強くお付き合いくださった民事法研究会の安倍雄一氏に心より厚くお礼を申し上げる。

平成24年９月

弁護士　宮 村 啓 太

第1章　自白事件の起訴前弁護活動
――器物損壊被疑事件

I　当番弁護士の出動要請

〈*Case* ①〉

当番弁護士の待機割当日に、弁護士会から出動要請の連絡があった。弁護士会からは、以下の配点連絡票がファクシミリで送られてきた。逮捕されたのは昨日のようだ。

当番弁護士センター配点連絡票

2012年○月○日

受付番号	2012-00001		
(フリガナ)	コウノ　タロウ		
被疑者	甲　野　太　郎		
性別	男性	生年月日	1967年10月28日
国籍	日本	言語	日本語
罪名	器物損壊		
拘束場所	丸の内警察署　○○○○―0110		
連絡者	丸の内警察署　○○○○―0110		

受付日時　2012／00／00
逮　捕　日　2012／00／XX
（以下略）

Ⅱ 注視すべき点

〈*Case* ①〉における注視すべき点は、以下の２点である。

①　早期に身体拘束を解くための弁護活動

②　不起訴処分に向けた示談交渉

Ⅲ 初回接見の準備

1　早期接見の必要性

当番弁護士の出動要請であれ、被疑者の知人からの依頼であれ、受任の打診があった段階で得られる情報は限られている。

当番弁護士の出動要請を受けた場合には配点連絡票に書かれた情報を得られるが、被疑者の家族から連絡を受けた場合には、家族は「警察に捕まってしまったらしい」という以外に状況を理解していないこともある。

それでは詳しい情報を得るためにどうしたらよいか。まずは、できるだけ早く被疑者と接見して、本人から事情を聞くべきである。

逮捕されて間もない段階では、事件をめぐる状況が刻一刻と変化する。身上関係が安定していることを明らかにすれば勾留を回避することができるのに、そのことが裁判官に明らかにならないまま勾留されてしまうかもしれない。あるいは、被疑事実を否認している被疑者が、取調官の執拗な説得や利益誘導に屈して事実と異なる内容の供述調書に署名してしまうかもしれない。

したがって、受任の打診を受けたその日のうちに、できる限り速やかに接見すべきである。

2　接見に行くための準備事項

⑴　被疑者の所在確認

接見に行く前に、まず被疑者がどこにいるかを確認しなければならない。

現在の運用では、いわゆる特捜事件などを除いて、まだ起訴されていない被疑者は、（その当否は措くとして）拘置所ではなく警察署内に設置されている留置施設に留置されることが多い。

〈*Case* ①〉では、弁護士会から送信されてきたファクシミリに、被疑者である甲野氏は丸の内警察署に留置されていると記載されている。

しかし、そうであるからといって、丸の内警察署に行けば必ず甲野氏に会えるとは限らない。検察官の取調べを受けるために検察庁に行っているかもしれないし、勾留質問を受けるために裁判所に行っているかもしれない。

そこで、接見に行く前に警察署の留置係に電話をかけて、被疑者の所在を確認する。

⑵　接見に持参する物

接見に行く際には、最低限、以下の物を持参すべきである。

○　弁護士バッジまたは日弁連の身分証明書

○　弁護人選任届

○　委任契約書

○　六法

○　白紙

六法は、被疑者に法定刑を尋ねられることや、今後の手続に関して条文を確認しなければならないことがあるから、コンパクトなものでかまわないので必ず持参すべきである。

また、接見の際にしばしば「白紙」が必要になる。レポート用紙でもかま

わない。被疑者が説明している内容について供述録取書を作成して証拠化する場合や、被疑者名義の「誓約書」を作成する場合などに必要になる。それらの具体的な場面については、後ほど検討しよう。

Ⅳ 初回接見での留意点

1　初回接見で最初に行うべきこと

接見室で被疑者と会って、最初に何をするかは、弁護士によってさまざまであろう。

筆者の場合には、まず自己紹介をしたら、次に、被疑者のほうから現時点で質問したいことや話したいことがないかを確認し、それから、伝えるべき事項の説明や聞取りに移行することが多い。被疑者が特に何に不安をもっているかを最初に把握することが有益であると考えるからである。

質問に答えるためには聞取りが必要であることが多いが、その場合には、被疑者にその旨を伝えて聞取りに移行すればよいだろう。

2　初回接見で伝えるべき事項

初めて会う被疑者に何をどのような順序で伝えるかについても、それぞれの弁護士によって考えがあるだろう。最低限伝えるべき事項として以下のものが考えられる。

○　接見にきた経緯（誰の依頼なのか）
○　弁護人の守秘義務や最善努力義務などの責務
○　被疑者の黙秘権
○　供述調書に署名押印をする義務がないこと
○　逮捕されてからの刑事手続の概要

被疑者が外国人である場合には、母国の刑事手続と日本の刑事手続の違いを理解しておらず、弁護人に真実を話すことを躊躇することがあるから、弁

護人の責務を特に丁寧に説明すべきである。

3　初回接見で聞き取るべき事項

⑴　逮捕されるに至った事実経過

今後の弁護活動方針を立てるにあたって、まずは事実関係を詳細に把握する必要がある。

勾留を回避するための活動をするにせよ、被疑事実を争うにせよ、被害者との示談交渉を進めるにせよ、弁護人が事実関係を正確に把握していなければ、適切な対応は不可能である。

⑵　事実経過を聞き取る際の留意点――質問方法

まだ信頼関係を築いていない相手からの聞取りは、難航することもある。一般的には、相手の話を聞いて頭の中に物語の映像を思い浮かべながら時系列を追っていくと、聞取りがしやすく、聞き漏らしも少なくなる。

また、

○　大雑把に質問すると大雑把な答えが返ってきてしまう

○　細かく質問すると細かい答えが返ってくる

ということも、頭に入れておくとよいだろう。

初回接見での甲野氏とのやりとりをみてみよう。

弁護士：逮捕された経緯を教えてください。

甲野氏：いつもはあんまり飲まないんです。でも、昨日は仕事がうまくいっていないストレスも溜まってて、つい飲みすぎました。それに佐藤だって悪いんですよ。でも、まさか警察を呼ばれるとは思いませんでした。

質問を受けた甲野氏の立場になってみれば、「逮捕された経緯」といわれても、具体的にどの場面についての説明を求められているのかわからない。

そのため、答えの中にさまざまな場面が混在してしまった。そこで、聞き方を工夫して再度聞いてみよう。

弁護士：まず、逮捕されたのはいつですか？
甲野氏：昨日の夜11時過ぎだったと思います。
弁護士：どこで逮捕されましたか？
甲野氏：有楽町駅の改札の目の前にある、「赤ちょうちん」という居酒屋です。
弁護士：その居酒屋に、何をしに行ったのですか？
甲野氏：会社の後輩の佐藤と飲みに行きました。
弁護士：店に入ったのは何時頃でしたか？
甲野氏：午後６時半頃です。
弁護士：甲野さんはどれぐらいお酒を飲みましたか？
甲野氏：まずビールをジョッキで２～３杯飲んで、それから焼酎のボトルを２人で何本か空けたと思います。
弁護士：そして、午後11時頃に、まずどんなことが起きたのですか？
甲野氏：酔った佐藤が私に絡み始めて、「あんたの仕事は今ひとつなんだよ」「このままだと誰もついていかないぞ」とか言い出したんです。佐藤は相当酔っていたと思います。
弁護士：それを聞いて、甲野さんはどうしましたか？
甲野氏：「お前に言われたくない」と言い返したと思います。
弁護士：すると、佐藤さんはどうしましたか？
甲野氏：細かくは覚えていませんが、私にさらにいろいろと文句を言ってきました。
弁護士：それで、甲野さんはどうしましたか？
甲野氏：しまいに頭にきて、私もかなり酔っていたものですから、テー

ブルに載っていた皿やグラスを片っ端から床に叩きつけて、テーブルを蹴飛ばしてしまいました。

弁護士：そして、どうなったんですか？

甲野氏：店の人が110番通報をしたみたいで、やってきた警察官に逮捕されたんです。

このように、それぞれの質問で聞きたい事項を絞って明確にして、時系列を追いながら聞いていくと、話が脱線したり一足飛びになったりすることなく、話題をコントロールしながら聞き取りやすい。

⑶　事実経過を聞き取る際の留意点――不利な事実の聞取り

誰しも、自分に不利な事実は話しづらい。つい、都合の悪い事実のトーンやニュアンスを弱めて話したり、あるいは事実経過の一部を端折って話したりしてしまうことがある。

〈*Case* ①〉では、甲野氏が、本当は５～６枚の皿を割ったのに、「１～２枚ぐらいだったと思う」と答えてしまうかもしれない。あるいは、皿を割った後に、それを注意した店員の胸倉をつかんで殴りかかろうとしたことがあったのに、そのことを隠してしまうかもしれない。

しかし、今後の弁護活動の方針を立てるためには、不利な事実を含めて事実関係を可能な限り正確に把握する必要がある。このことは自白事件と否認事件とで異ならない。自白事件で示談交渉をする際にも、弁護人が事実関係を正確に聞き取っていないことが被害者に判明すると、その時点で交渉が滞ることがある（被害者側の心情からすれば当然であろう）。

そこで、聞取りを始めるのに先立って、被疑者には、

○　事実関係を正確に把握しないと、見通しを誤り、誤った弁護方針を立ててしまいかねないこと

○　弁護士には守秘義務があるから、安心して話してほしいこと

を伝えなければならない。また、聞取りを進めながら疑問に感じた点は納得

できるまで質問すべきである。

⑷　取調べ状況の聞取り

被疑者が逮捕された後の取調べ状況や供述調書の作成状況も聞き取って、今後の対応についてアドバイスをする必要もある。

取調べ状況に関する対応とアドバイスについては、第２章の否認事件である〈*Case* ②〉において詳細に検討するが、自白事件の場合にも、取調官の誘導や誤導によって事実に反する内容の供述調書が作成されるおそれがあるから、取調べの状況を把握して適切なアドバイスをすることが必要不可欠である。

⑸　身上関係の聞取り

被疑者の家族関係や勤務先などの身上も丁寧に聞き取る必要がある。

このことは、身体拘束を解くための活動をする場合に必要不可欠であるし、勾留を回避することは難しい事案であっても、以後の弁護活動を進めるためには家族や勤務先と連携をとる必要がありうるから、被疑者の身上関係を把握しておくべきである。

4　初回接見における弁護人選任届と委任契約書の作成

被疑者から私選弁護人として選任したいとの意向が示されたら、弁護人選任届を作成する。弁護人選任届には、被疑者に署名押印をしてもらい、必ず留置担当官に「指印証明」（「上記は本人の署名指印に相違ありません」との記載）をしてもらう。

起訴前における弁護人選任届の提出先は、刑事訴訟規則17条に「当該被疑事件を取り扱う検察官又は司法警察員」と定められているが、事件が検察官に送致された後には検察庁に提出する。

検察庁に弁護人選任届を提出する際には、原本とともに写しを持参して、写しに検察庁の受領印を押印してもらうとよい。国選弁護人の場合には、裁判所が作成した「国選弁護人選任書」が弁護人の資格を証明するが、私選弁

護人の場合には、検察庁（起訴後であれば裁判所）の受領印が押されている弁護人選任届の写しが、弁護人の資格を証明する資料になる。そして、起訴後に検察庁で証拠書類の閲覧・謄写をする際などに、受領印のある弁護人選任届の写しの提示を求められることがある。

なお、私選弁護人として事件を受任する際には、被疑者との間で着手金と成功報酬を取り決めて、委任契約書も作成するべきである。弁護士職務基本規程30条は、事件を受任するにあたって報酬に関する条項を含む委任契約書を作成しなければならないと定めている。この規定は、もちろん刑事事件を受任する場合にも妥当する。

Ⅴ　初回接見で聞き取った事実経過

初回接見を通じて、甲野氏から以下の内容を聞き取ることができた。

〈被疑事実について〉

○　被疑事実は、昨夜午後11時頃、居酒屋「赤ちょうちん」で、酒に酔って皿５枚とグラス２個を床に叩きつけて壊したというものである。被疑事実の内容はそのとおり間違いない。

○　直後に店員が110番通報をし、近くの派出所からきた警察官に準現行犯逮捕された。

○　申し訳ないことをしてしまったので、お店の人に謝罪と被害弁償をしたい。

〈取調べ状況について〉

○　逮捕後、丸の内警察署に引致され、30分ほど取調べを受けた。皿やグラスを壊したことは間違いないことを確認し、「事実はそのとおり間違いありません」と記載された弁解録取書に署名押印をした。

○　今日は２時間ほど警察官の取調べを受けた。そして、身上経歴に関

する２～３頁の供述調書と、皿やグラスを割った状況に関する５～６頁の供述調書が作成され、いずれにも署名押印をした。

○　留置担当官から、明日は霞が関の検察庁に行く予定と聞いている。

〈身上関係について〉

○　逮捕されるのは初めてである。刑事裁判を受けたことはない。

○　勤務先は、20名の従業員が在籍する日用品卸売会社である。営業部長を務めている。同社に就職して25年目になる。

○　３日後に得意先との重要な会議が予定されており、どうしても出席する必要がある。出席しないと取引が中止になってしまう。

○　家族は妻と娘１人である。自宅に３人で同居している。妻は連絡がとれずに心配していると思うので、連絡してほしい。

Ⅵ
身体拘束を解くための弁護活動

１　勾留を回避する必要性

甲野氏と初回接見をしたのは、逮捕された翌日であった。そして、甲野氏は、３日後に得意先との重要な会議が予定されており、それに立ち会う必要があるという。そこで、甲野氏の身体拘束が早期に解かれるよう、勾留を回避するための活動をしなければならない。

いうまでもなく、警察署の留置施設や拘置所で身体を拘束され続けることに伴う心身の負担は大きい。社会から隔離される期間が続くことによって、仕事や家族を失ってしまうことがある。無罪が推定されている被疑者の社会生活が有罪宣告を待たずに破壊されてしまうのは問題である。

さらに、そのような負担や不利益を回避したいがために、無実の罪を認めてしまう被疑者もいる。公職選挙法違反被告事件において、自白調書の信用性が否定されて被告人12名全員に対して無罪が言い渡された、いわゆる志布

〔著者略歴〕

宮 村 啓 太（みやむら　けいた）

弁護士（あさひ法律事務所）

（略　歴）

平成13年　中央大学法学部卒業

平成14年　弁護士登録（第二東京弁護士会）

平成17年　日本弁護士連合会「裁判員制度担当」嘱託（～平成19年）

平成20年　日本弁護士連合会「司法改革調査室」嘱託（～平成28年）

平成22年～　早稲田大学大学院法務研究科非常勤講師

平成25年～　東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻（法科大学院）客員准教授

（著　書）

『実務に活かす Q&A 平成28年改正刑事訴訟法等のポイント』（共著。平成28年・新日本法規出版）、『公判前整理手続を活かす〔第２版〕』（共著。平成23年・現代人文社）、『ガイドブック裁判員制度』（共著。平成18年・法学書院）

（主な論文）

「接見交通⑵――接見指定の内容」刑事訴訟法判例百選〔第10版〕（平成29年）、「刑訴規則27条１項ただし書にいう『特別の事情』」平成24年度重要判例解説（平成25年）、「裁判員裁判における証拠調べ」法学セミナー681号（平成23年）、「裁判員制度と刑事司法改革課題の現状」自由と正義62巻８号（平成23年）、「実務最前線①裁判員裁判における証拠開示」ロースクール研究17号（平成23年）、「ある『家族間殺人事件』での弁護活動」法学セミナー677号（平成23年）、「公判前整理手続の進行をめぐる留意点」自由と正義61巻４号（平成22年）、「裁判員裁判大づかみ――捜査から公判まで㈠㈡」自由と正義60巻６号・７号（平成21年）、「刑事事件と報道――弁護人の立場から」刑事法ジャーナル15号（平成21年）、「社員が裁判員になったときの会社の対応 Q&A」企業実務652号（平成20年）

事例に学ぶ刑事弁護入門〔補訂版〕
——弁護方針完結の思考と実務

平成30年2月5日　第1刷発行

定価　本体2,100円＋税

著　　者　宮村　啓太
発　　行　株式会社　民事法研究会
印　　刷　株式会社　太平印刷社

発 行 所　株式会社　民事法研究会
〒150-0013　東京都渋谷区恵比寿3-7-16
〔営業〕　TEL 03(5798)7257　FAX 03(5798)7258
〔編集〕　TEL 03(5798)7277　FAX 03(5798)7278
http://www.minjiho.com/　　info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。ISBN978-4-86556-203-3　C3032　¥2100E
カバーデザイン　関野美香